

第 107 回八戸市都市計画審議会

議 事 録

月 日 平成 29 年 6 月 30 日 (金)

時 間 午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

場 所 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

第 107 回八戸市都市計画審議会 議 事 録

出席委員（13名）

第1号委員

- | | | |
|-----|-----|-----------------|
| 武 山 | 泰 | (八戸工業大学教授) |
| 奈 良 | 卓 | (八戸学院大学教授) |
| 馬 渡 | 龍 | (八戸工業高等専門学校准教授) |
| 岩 藤 | 壽 通 | (元八戸市建設部部長) |

第2号委員

- | | | |
|-----|---|------------|
| 冷 水 | 保 | (八戸市議会副議長) |
|-----|---|------------|

第3号委員

- | | | |
|-----|-----|-------------------------------------|
| 田 中 | 慶 裕 | (国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
八戸国道出張所長) |
| 川 村 | 宏 行 | (青森県三八地域県民局地域整備部長) |

第4号委員

- | | | |
|-----|-----|--------------|
| 武 輪 | 俊 彦 | (八戸商工会議所副会頭) |
| 工 藤 | 大 地 | (八戸青年会議所理事長) |
| 目 澤 | 伸 一 | (八戸市立公民館館長会) |

奥田マサ子 (八戸農業協同組合)

菊地敏男 (公募委員)

中山恵美子 (公募委員)

事務局出席者

後村 勉	(都市整備部長)
大南 博義	(都市整備部次長兼都市政策課長)
石橋 敏行	(都市政策課参事)
石橋 哲博	(都市政策課主幹)
鈴木 美幸	(都市政策課主査)
石井 誉士	(都市政策課技師)
茨島 隆	(水産事務所副所長)
玉川 竜弥	(水産事務所副参事)
藤田 浩司	(水産事務所主幹)
大久保 光芳	(下水道建設課参事)
田口 将凡	(下水道建設課技査)
高橋 大樹	(下水道建設課技師)

第 107 回 八戸市都市計画審議会

平成 29 年 6 月 30 日（金）14:00～15:00

八戸市庁別館 2 階会議室 C

○司会（石橋 G L）

皆さんにご案内の方には 2 時ということだったんですけれども、ちょっと早めですが皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 107 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

それでは審議に先立ちまして、後村都市整備部長より御挨拶を申し上げ、会長へ諮問させていただきます。

○後村都市整備部長

はい、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の諮問案件でございますが、八戸市決定であります「市場の決定」及び「下水道の案件」この 2 件となっております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、諮問を代読させていただきます。

八戸市都市計画審議会会長 武山 泰 様

八戸市長 小林 眞

八戸都市計画の変更について、諮問。

都市計画法第 7 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1. 八戸都市計画市場の決定

1. 八戸都市計画下水道の変更

いずれも八戸市決定でございます。

以上よろしくお願いいいたします。

○司会（石橋 G L）

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、阿部委員が欠席となっておりますが、委員 15 名中 13 名が出席しておりますので、八戸市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、審議に入る前に事務局職員の紹介と、資料の確認をさせていただきます。

後村 都市整備部長です。

大南 都市整備部次長兼都市政策課長です。

石橋 主幹です。

鈴木 主査です。

石井 技師です。

続きまして、本日の議案であります都市計画決定及び変更の依頼課であります水産事務所及び下水道建設課の職員の紹介に移ります。

はじめに水産事務所職員からご紹介いたします。

茨島 水産事務所副所長です。

玉川 副参事です。

藤田 主幹です。

次に下水道建設課の職員でございます。

大久保 参事です。

田口 技査です。

高橋 技師です。

最後にわたくし、都市政策課参事の石橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして資料の確認をいたします。

資料は、事前に皆様に送付させていただきました議案資料と参考資料、そして本日お配りしております次第、席図、委員名簿の3枚、その他にですね、右上の方に議案第一号と資料1と標記のある事前に送付致しました議案資料と参考資料の差し替え版になっております。ちょっと文章の中でですね、漢数字を使ったり英数字を使ったり、ばらつきがありましたのでそちらの方を修正させていただきました。その他に、下水道の方の説明で使うことになっておりますパワーポイントを印刷したもの、となっております。

お手元に資料のない方はお知らせください。よろしいでしょうか。

また、審議員の方でございますが今回変更がございましたので、新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

第2号委員の冷水様でございます。

第3号委員の田中様でございます。

同じく第3号委員の佐藤様でございますが、ご都合により欠席ということでございましたが、本日は代理で大久保様にご出席して頂いております。

同じく第3号委員の川村様でございます。

第4号委員の目澤様でございます。

それでは、会長へ審議の進行をお願い致します。よろしくお願いいたします。

○会長（武山委員）

本日は、お忙しい中、またこの暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま、市長から議案について諮問をいただきましたので、慎重に審議し、答申したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名者の選任を行いたいと思っております。

私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（武山委員）

ご異議ないようでございますので、それでは目澤委員と奥田委員をお願いいたします。

お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思っております。

次第に従ってですね、議案が本日2つ、市場の決定と下水道の変更ということでございますが、まず、第1号議案について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（大南次長）

はい、それでは座ったままで説明させていただきます。

議案第1号「八戸都市計画市場の決定、八戸市決定でございます」

まず初めに、参考資料の中の9ページから23ページ、資料6という部分ですが、今回の議案であります八戸第2魚市場の事業概要・産地の国際競争力の強化を図るための流通構造改革・リスク分散のための荷さばき所の位置変更、高度衛生管理推進などに関わる計画書の抜粋などを参考として添付させていただいております。

その中の、9ページをご覧ください。9ページの地図の少し下の部分になりますが、第2魚市場の事業概要について、少し説明をいたします。地図の下の部分です。

第2魚市場の現在の状況は、底引き網、サケ定置網や小型沿岸漁業により陸揚げされる生鮮魚介類が取り扱われており、現在の上屋は昭和34年に整備された施設で、老朽化が著しく構造安全性の問題に加え、床面損傷部の水溜りで病原菌の増殖と水産

物への汚染の恐れがあることや、開放型であるため、鳥獣類の侵入や搬送車両の排気ガスに起因する危害混入の恐れがあるほか、防犯面でも問題がございます。

この既存上屋の建て替えにより整備する荷さばき所D棟は、屋根と壁に囲まれた閉鎖型施設で、これらの問題を解決するほか、靴や手の洗浄設備の設置や岸壁敷をひさし等で覆うことにより日射や降雨、鳥の糞等の混入防止等、により高度衛生管理化を図り、消費者に安全・安心な水産物を供給することを目的とするものでございます。

それでは、参考資料の1ページをご覧ください。

記載内容は議案資料1ページと同じでございます。今回、都市計画決定をする市場の名称は「地方卸売市場八戸第二魚市場」、位置は八戸市江陽四丁目の一部、面積は約2.0ha（約20,300㎡）でございます。

次に理由でございますが、ちょっと資料がまた飛びますが、資料の18ページにあります写真もあわせてご覧頂ければと思います。こちらの方に映しているものでございますが、八戸漁港では、鮫地区の第1魚市場、小中野地区の第2魚市場、館鼻地区の第3魚市場及び白銀卸売場において、分散して水産物が取り扱われておりますが、コスト縮減や施設稼働率を高めるため、館鼻地区を中心に市場機能の集約を進めており、これまでに館鼻地区では、荷さばき所A棟の新築、B棟の増築・改築、及びC棟の改築が完了しております。市の魚市場につきましては、第1魚市場及び第3魚市場は、八戸都市計画における“その他都市施設”の「市場」として、それぞれ都市計画決定されております。

資料1ページのところに記載されておりますが、第1魚市場は「八戸第一卸売市場」という名称で昭和40年に決定され、面積は約2.0ha（約19,800㎡）となっております。第3魚市場は「地方卸売市場八戸第三魚市場」という名称で昭和48年に決定され、平成20年に区域拡張による変更決定がなされ、面積約10.0ha（約100,200㎡）となっております。

第2魚市場につきましては、整備当初から都市計画決定がされていない施設となっております。今回老朽化した施設を荷さばき所D棟として、改築整備を行う計画が確定したため、都市計画市場「地方卸売市場八戸第二魚市場」として、新たに都市計画決定を行うものでございます。

第2魚市場が都市計画決定されていなかった理由でございますが、資料の10ページに記載があります。資料10ページの中段少し下の※印の部分になりますが、第2魚市場がこれまで都市計画決定されていなかった理由ということで、既存上屋の建築工事に着手した、昭和33年7月当時の建築基準法では特定行政庁、当時は青森県でございましたけども、県の許可があれば建築が可能であり、都市計画決定は必須ではありませんでした。そのため、第2魚市場につきましては、整備当初よりこれまで都市計画決定が行われていなかったものです。なお、第2魚市場完成後の昭和34年12月に建築基準法が改正され、それ以降に整備、改築を行う魚市場につきましては都市計画決定が必要となったものでございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

総括図でございます。左側、赤い色の部分が第2魚市場で、真ん中黄色く色を付けております第3魚市場、そして右側の方に第1魚市場がございます。

第2魚市場の位置する場所の用途地域ですが工業地域となっております、主に工業の業務の利便の増進を図る地域で、学校、病院、ホテルなどは建てられない区域となっております。

資料3ページをご覧ください。計画図でございます。赤色の実線で囲まれたところが今回の対象部分となります。

次に、資料4ページをご覧ください。航空写真でございますが、八戸第二魚市場を、赤色の実線で示しております。

続いて5ページ及び6ページは、現在の状況写真でございます。現在はこのような状況となっております。

次に、資料7ページをご覧ください。新旧対照表でございます。表の上段にあります赤書きの部分が変更前で、下段の黒書きは変更後の内容となっております。今回は初めて都市計画決定をする施設となりますので、変更前の赤の部分は「ダッシュ」で表しております。

次に資料8ページでございますが、これまでの手続きの経緯と今後の予定でございます。当案件につきましては、平成29年3月2日に県への事前協議を行い、6月2日に説明会を開催し、6月5日から6月19日までの2週間の間、計画案の縦覧を行っております。説明会及び縦覧での意見等はございませんでした。本日の都市計画審議会でご審議いただいた後、7月上旬には県知事への協議を行い、7月中旬には決定告示をする予定としております。

議案第1号「八戸都市計画市場の決定」についての説明は以上でございます。

○会長（武山委員）

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明に対して、質問、ご意見、コメント等あればお受けしたいと思います。

○岩藤委員

9ページですけれども荷さばき所D棟断面イメージとございますが、この中で高度

衛生利用化を図るといふことの意味ですね、ちょっと字の方が細かくてあれなんですけども、具体的に仕分け作業しますよってなっていますが、どういふ方法で行うのかっていふこととですね、あとは一時保管するっていふことなんですけどもどんな方法でこれを行うのかなっていふこと。あとはこれ断面なんですけども、具体的に何艘ここで着けられて一度にこの作業っていふんですか、この鮮度を保つための高度衛生利用化こういふのを図るために、何艘このところに接岸できて、一気に対応ができるのでしょうかといふのをお聞きしたいんですけどもよろしいでしょうか。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

はい。水産事務所茨島です。3点ほど質問をいただきました。9ページの断面図で仕分けと一時保管をどのように実施するのですかといふのが最初の2つの質問だと思っております。

仕分けについてはですね、漁業者がそれぞれの漁法で捕ってですね、現在は木箱と中には発泡スチロールとかプラスチックの箱を使って水揚げして頂いているわけなんですけども、細かく選別等はしておりませんので、大まかに魚種ごとには分かれておりますけども、大きさ別にですね、競り前に卸売業者さんが木箱とか発泡スチロールでですね、魚の大きさごとに数を数えながら選別して競りに向けての仕分けをするっていふのがこの仕分けの部分の仕事でございます。

一時保管はですね水揚げから競りによる入札を経て、買い受けた方がトラックを手配して出荷するまでの間、その工程の間、上屋の中で保管するといふ作業になります。

この荷さばき所D棟の前で接岸して水揚げをできる船でございますけども、トロールの漁船、中型のトロールの漁船で6艘を予定しております。現在八戸港に所属しているトロール船の数でいきますと3回のローテーションをすれば1日すべての漁船が操業して高度衛生管理の下で水揚げできるような施設となっております。以上でございます。

○岩藤委員

先ほど木箱とおっしゃってございましたけども、木箱の中身はですね具体的に水揚げされる魚種色々あると思うんですけど、ここでは主に例えば我々知っているサバだとかイワシだとかイカだとかですねそういった種類があると思うんですけども、ここではそういったものを大きく選別しないで競りにかけるということによろしいですか。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

水揚げ時点で漁業者が選別していない状態で揚がりますので、その後卸売業者さんが競りに向けて大きさごとに選別して、数を数えて魚種の名前と何匹入りですよっていふ表示を発泡スチロールの箱の上に記入するっていふのが仕分けです。なので、カレイ類とかはきれいに並んでおりますし、スケトウダラは大きな漁業用のタンク、ダンベといっておりますけども青い容器に氷と一緒に入っているような状況のものも

ございます。

○岩藤委員

はい、ありがとうございます。それで一度に6艘着けて作業ができるのですが、今まで例えば6艘いっぺんに作業したっていうのは日常的にあるんですか。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

全部で所属船、トロール船は18隻あるんですが、現在はほぼ一斉に出漁して一斉に帰ってくるような状況ですので、すべての船が第二魚市場の前に接岸して水揚げしているそういう状況で、荷さばき所の前だけではなくてちょっと離れたところからフォークリフト等で運んだりしている船主さんもいらっしゃいます。

○岩藤委員

はい、ありがとうございます。高度衛生利用ってあるんですけども、この場合の高度衛生利用っていうのはハサップ対応だとかいろいろなことされてると思うんですけど、ここについての高度利用っていうイメージ的にはどういう高度衛生利用となるのでしょうか。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

はい、現在は開放型の施設で鳥をよけるネットを張ってるんですけども、中でどうしても鳥が入り込んでしまったりとか、出荷のために軽トラックなどが入ってくるような状況もございまして、閉鎖型にすることによってそういった危害も排除できると。それから外でフォークリフトを使っているのでエンジンで動く排気ガスを出すフォークリフトで作業しているんですけども、これからはですね、中で使うフォークリフトについては排気ガスを出さないバッテリー式のフォークリフトで対応して、そういった危害をなくすることによって衛生管理を高度化していくと。それで、D棟については、ハサップまで高度な衛生管理というものではございません。以上でございます。

○岩藤委員

すいません、今の小中野の魚市場は全部開放されている。前も後ろも脇もと。これは前面の方の競りっていうんですか、船から揚げる方だけが開放されるというイメージですか。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

新しいD棟の方ですが、すべて壁がございまして、水揚げのために受け入れるための方の入り口と競りの後出荷する方は陸地側というか道路側ですね、小中野の方に向けた方に出荷のための出口をつけておりまして、すべて閉鎖する形で考えております。

○岩藤委員

そうすれば、それは普段はもう閉鎖しておくってことなんですか。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

はい、普段はもう閉めておきたいと思っております。

○岩藤委員

はい、ありがとうございます。

○会長（武山委員）

はい。その他、ありますでしょうか。

○田中委員

青森河川国道の田中です。資料の10ページになりますけども、新しい魚市場の改築工事のスケジュールとしては平成29年度以降に着手して平成31年度に施設完成・供用開始といったスケジュールで行われるようなんですが、今回の施設の改修に伴ってですね、岸壁の改修も必要なようなんですが、そちらのスケジュールがどうなっているのかっていうのが1点とですね、魚市場の工事中のですね代替え施設、仮設施設、そういったものをお考えなのかっていうのが2つ目。3つ目がですね17ページの計画変更書っていうのがございますけども、こちらですね、赤く囲ってます中の下から2行目、敷地面積が拡大するため既設道路の付け替えが必要になることから道路を追加するという文言がございますが、具体的にですねこの付け替えが必要な道路はどの道路になるのかっていうところと、事業主体ですね、水産事務所さんがやられるのか、道路管理者さんがやられるのか、またスケジュール的なところが分かれば教えて頂ければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

まずは私から2つ、岸壁の工事に関して、これは県の方の漁港事務所で対応していただいておりますが、市の方で整備するスケジュールに合わせて同時並行的にしております、お互い連携しながら進めていくところです。ちょっと詳細なスケジュールは分かりません。小中野の現在の荷さばき所の解体後ですね、どこで水揚げするかという代替場所の質問が2点目だったと思います。第三魚市場のB棟、C棟で水揚げを考えておりました、概ね業界の方々とも内々の合意ができているところでございます。

○事務局（藤田水産事務所主幹）

3点目の質問ですけども、道路の付け替えというものです。資料2の図面を見て頂ければよろしいかなと思います。資料2の、すいませんでした資料3の方を見て頂いてですね、赤枠の中が今の第二魚市場の位置、その赤枠のですね左側にちょっと細い

道路がございます。それがですね、漁港施設、漁港の道路でありまして、その道路に建設しようとしているD棟が重なるということですので、その道路をですね若干さらにですね寄せる、左側の赤線の辺りまで寄せるということで、そちらについては漁港施設であります県の方で調整してですね、県の方での対応になるかと思っております。以上です。

○会長（武山委員）

よろしいでしょうか。その他、質問、ご意見等ございますでしょうか。

○岩藤委員

すいません、何回も。13 ページなんですけども (3) の産業競争力向上模索について、このところのですねEU輸出ができる可能性があるってことが書いてあるんですけどもこの可能性というんですかね、今国内で行われている実例がございますでしょうか。というのはですね、下の方にこれまでに最盛期に対して水揚げ数量が5分の1まで減少している、こういうふうにはですね、高度なものを利用して輸出もよろしいんでしょうけども、やはりこうなると例えば地元で水産業を営んでいる方達へのですね、いろんな意味で経済波及効果もあることだと思うんですけども、例えばそれが大きくなってどんどん海外へ輸出されることによって、地元に対するそういったことの何か懸念される部分がないのかなと思ってお聞きしましたけども。

○事務局（茨島水産事務所副所長）

この部分に掲載しております対EU輸出基準に対応できるっていう表現ですけども漁船漁業構造改革プロジェクトの中の一環として、巻き網船がEUの登録を取っているもので、まずこれで漁船がEU登録できた。で、次のステップとして水揚げする荷さばき所、これA棟の方が対EUハサップ認定を頂いております。で、荷さばき所の次は加工所となるわけですけども市内の業者で1社EU登録を取っている加工場があります。これで連続して繋がっていく、で、EUに輸出できる可能性があるというところがございます。世界で一番厳しい基準といわれておりますので最終的には漁価アップに繋がっていけばというところですけども、まだそこまでは今のところ難しい状況でありまして、D棟についてはEUの認定を取ることは現在検討していない状況でございます。以上です。

○岩藤委員

まずはですね、EUも大切なんですけども、地元のもですね、水産業者さんの方をまず第一に考えていただきながら、やはりEUというのを対応して頂くのがいいのかなと思っております。以上です。ありがとうございます。

○会長（武山委員）

その他質問ございますでしょうか。

では、諮問に対する意見として何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に意見ないということであれば、本日市長から諮問頂きました議案第1号については、当審議会としては「原案に対して意見なし。」ということによろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（武山委員）

それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、ひきつづき議案第2号について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（大南次長）

それでは議案第2号「八戸都市計画下水道の変更（八戸市決定）」についてご説明いたします。説明はパワーポイントの資料を使って行います。前の方にも同じものを映しておりますのでご覧ください。

まず、はじめに、下水道の都市計画における位置づけでございますが、下水道は都市計画法第11条第1項において、都市施設の1つとされております。また、都市計画運用指針では、下水道は生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支える上で必要不可欠な施設であること、長期的な視点から計画的な整備を行う必要があります、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置づけることが望ましいとされております。

次に、下水道を都市計画に定める際の内容でございますが、下水道の名称、排水区域、下水管渠、その他の施設について、土地の自然条件、土地利用の動向、河川等水路の整備状況並びに、それらの将来の見通しなどを総合的に考慮し、機能的な都市活動の確保や良好な都市環境を形成・保持するよう、一体的かつ総合的に定めるものとされております。

続きまして、今回変更となる下水道施設の位置と概要についてご説明いたします。はじめに、汚水に関する変更でございます。

まず排水区域の変更ですが、こちらのスライドの赤丸で囲んでいる、地方卸売市場第三魚市場A棟の区域と八戸市多賀多目的運動場の区域が、今回新たに追加する部分になります。この変更によりまして、排水区域面積は5,041haから5,055haへ変更となり14haの増となります。

次に、汚水管渠の変更ですが、こちらは、昨年3月の八戸市公共下水道基本構想の見直しで、下水道整備区域を縮小したことにより、下水排除面積1,000ha未滿となる

汚水管渠について、表示上の廃止と起終点の位置を変更するものです。こちらのスライドでは、青い丸で囲まれている部分に変更となる管渠で、東部第1幹線と八戸第10・1幹線は表示上の廃止、中部第3幹線と中部第15幹線が終点位置の変更となります。

次に、雨水に関する変更でございます。

まず、排水区域の変更ですが、原則として、汚水と雨水の排水区域は同じ範囲を定めることとされておりますので、赤丸で囲んでいる地方卸売市場第三魚市場A棟の区域と八戸市多賀多目的運動場の区域を新たに雨水の排水区域に追加し、汚水と同様、排水区域面積を5,041haから5,055haに変更するものです。

次に、雨水管渠の変更ですが、こちらは青丸で囲んでいる、小中野雨水ポンプ場放流渠の位置を変更するものでございます。

それでは、各変更箇所について、個別にご説明をいたします。

まず、地方卸売市場第三魚市場A棟の区域ですが、赤い線で囲まれている部分が追加となる排水区域で、第三魚市場A棟から出る汚水排水を公共下水道で処理するため、排水区域に加えるもので、面積は3haとなっております。

もう1つの、八戸市多賀多目的運動場の区域ですが、多賀多目的運動場から出る汚水排水を公共下水道で処理するため、排水区域面積11haを加えるものでございます。

先ほども説明したとおり、これら第三魚市場及び多賀多目的運動場の排水区域は、汚水及び雨水共に追加となります。

次に、汚水管渠の表示上の廃止及び終点位置の変更についてご説明いたします。

こちらの変更は、八戸市公共下水道基本構想の見直しに伴い、一部の汚水管渠について表示上の廃止と終点位置を変更するもので、管渠自体を廃止するというものではございません。

まずはじめに、表示上の廃止となる東部第1幹線ですが、黄色い線で示している新湊三丁目の館鼻汚水中継ポンプ場から、築港街一丁目の第三魚市場付近まで、延長にして約1,650mの区間を表示上廃止いたします。

次に、八戸第10・1幹線ですが、こちらも黄色い線で示している長苗代の内舟渡交差点から八戸駅に向かう延長約150mの区間を、表示上廃止いたします。

次に、中部第3幹線でございますが、終点の位置が変更となるもので、黄色の丸で示した諏訪二丁目から、赤丸で示しております八戸中央高校付近の青葉二丁目に終点を変更し、黄色い線で示した区間は表示上廃止いたします。これにより、中部第3幹線の延長は、約2,260mから約1,170mとなり1,090mの減となります。

次に、中部第15幹線ですが、こちらは終点の位置を、黄色い丸の売市字鴨ヶ池から、赤丸で示しております城下二丁目に変更するもので、こちらも黄色い線で示した区間は表示上廃止といたします。これにより中部第15幹線の延長は、約2,900mから約2,190mとなり710mの減となります。

次に、小中野雨水ポンプ場放流渠の位置の変更についてご説明いたします。
小中野雨水ポンプ場放流渠は江陽四丁目地内にある管渠で、小中野雨水ポンプ場に集められた雨水を八戸工業港へ放流するもので、現在はこの黒い線で示したルートから黄色い線で示したルートを経て八戸工業港へ繋がっております。今回の変更は、この放流渠の最下流部分について、今後予定されています第二魚市場の建替えに伴い、黄色い線の部分を廃止し、赤い線で示した位置にルートを変更するもので、管渠の延長は250mから40m増え290mになります。

パワーポイントを用いた説明はここまでとなります。

お手元の参考資料の32ページをご覧ください。32ページ、新旧対照表でございます。第1号議案資料と同様に、表の上段の赤書きの部分は変更前、下段の黒書きは変更後の内容でございます。

1の下水道の名称に変更はございません。

2の排水区域は、先ほど説明いたしましたとおり、面積が約5,041haから5,055haに変更となります。内訳は、備考欄にあるとおりで東部処理区が第3魚市場に関する部分で3haの増、馬淵川処理区は多賀多目的運動場に関する部分で11haの増となっております。

3の下水管渠、(1)汚水管渠は、表のとおり、東部第1幹線及び八戸第10・1幹線が表示上の廃止、中部第3幹線及び中部第15幹線の終点の位置が変更となります。(2)雨水管渠の小中野雨水ポンプ場放流渠は位置の変更で、表示上は変更ございませんが、実際の位置は先ほど図で説明したとおり、下流部分のルートが変更になっております。

議案資料の2ページ及び3ページをご覧ください。ここについてはこの変更のあった箇所と理由について、記載しているものでございます。

最後に、参考資料33ページ、資料の5と書いたものでございます。ご覧ください。参考資料33ページ一番最後の部分になります。これまでの手続きの経緯と今後の予定でございます。

第1号議案と同様で、県への事前協議、説明会及び計画案の縦覧は終えております。本日の都市計画審議会でご審議いただきまして、7月上旬には県知事への協議を行い、7月中旬には決定告示をしたいと考えております。

議案第2号「八戸都市計画下水道の変更」についての説明は以上でございます。

○会長（武山委員）

はい、ありがとうございます。それではただいまの下水道変更について、ご質問ありましたら、お受けしたいと思います。はい、お願いします。

○岩藤委員

よろしく申し上げます。昭和 31 年事業着手、小中野地区だと思っんですけども、その事業着手から今 5,040ha 都市計画決定して今回 5,041ha になった。そのうち都市計画決定しているのが 4,336ha ここについては事業計画を順調に進めていくと思っんですけども、残りのですね、あと 700ha ぐらいございますよね。ここについてはですね、私の思うところで申し訳ないんですけども、今八戸市の人口動態っていうのも、非常に、どんどん減少しているわけですね。まず、27 年には 23 万 4 千人、29 年度には 23 万 2 千人、平成 42 年になると 20 万を割って 19 万 7 千人、それが平成 50 年になると 17 万と、どんどん人口減少となっていくわけですけども、こんな人口減少する中でですね、残りの 700ha についての整備なんですけども、例えば公共下水道を進めていくのも一つでしょうけども、その他に例えば合併浄化槽とかですね、そういった方法で、お金のかからない整備の方法というものを今後検討されていかれるのでしょうか。そこのところ分かったら教えてください。

○事務局（大久保下水道建設課参事）

下水道建設課の大久保でございます。お答え致します。ただいまのご質問につきましてですね、先ほどもご説明あった通り平成 28 年 3 月にですね、八戸市では公共下水道の基本構想を見直ししてございます。

その中ではですねアクションプランとしまして、平成 37 年度の中期計画、それから平成 47 年度の長期計画という形で今後どういった形で下水道整備を進めていったらいいのかというようなことを検討委員会を立ち上げた上で検討した結果、岩藤委員のおっしゃるとおり、多種に渡っての未普及に対する整備方針、いわゆる具体的には農業集落排水整備事業であったり、合併処理浄化槽への未普及解消それらの検討した結果ですね、残りの 700ha というご質問がございますけども、その中でも国から示された一定の指標を基にですね、公共下水道に接続した方が有利なのか、それとも農業集落排水、または合併浄化槽の整備が有利なのかということを検討した結果ですね、先ほど事務局で説明したとおり、汚水処理構想の中で下水道整備面積を縮小したことによって、汚水幹線の受け持つ 1,000ha の面積が減少したことによって、ただいまご説明したように表示上の廃止であったり、終点の位置を変更しているものでございます。

結果的にはですね、今後人口減少等に伴って平成 28 年度に策定した基本計画の見直しによって、今後大幅な計画に対する乖離等が生じた場合は、その都度、時期を定めることは今の時点では明言できませんけども、その時点で下水処理基本構想の見直しをすることによってですね、残りの 700ha については変動してくる可能性があるかと

いうふうを考えております。以上です。

○岩藤委員

ありがとうございます。あとその幹線の廃止のところ、そこについては延長は廃止する、そのところについては枝線の整備は当然していくということによろしいですね。

○事務局（大久保下水道建設課参事）

その通りでございます。先ほど冒頭ご説明させて頂いた中で表示上の廃止でありましてですね、管渠を撤去するとか止めるとかそういうことではなくて、あくまでも幹線が受け持ついわゆる1,000ha未満が、面積が減少したことによって表示上の廃止することをごさいます。今岩藤委員がおっしゃられたような枝線を整備しないといったことではありません。以上でございます。

○岩藤委員

はい、ありがとうございます。後ですね、ついでになるんですけども、今現在の八戸下水道の普及率だとか、水洗化率だとか、集排だとかですね、その辺も分かったら教えてもらえればありがたいです。

○事務局（大久保下水道建設課参事）

普及率につきましてはですね、平成28年度末で公共下水道が61.8%でございます。あと、接続率につきましてはですね、ちょっと手持ちの資料ございませんけども、過去平均概ね85%で推移しております。農業集落排水につきましてもですね、南郷地区であったり、それから豊崎、それから一日市等もですね概ね80%程度で推移してございます。以上でございます。

○岩藤委員

はい、ありがとうございます。以上です。

○会長（武山委員）

はい、その他質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは諮問に対するご意見はありますか。特に意見無いということであれば本日市長から諮問いただきました議案第2号についても、当審議会といたしましては「原案に対して意見なし。」ということで、答申してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（武山委員）

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

進行を事務局にお返しします。

○司会（石橋 GL）

委員の皆様、ありがとうございました。

審議の方はこれで一旦終了させていただきまして、ちょっとだけ事務局の方よりですねPRといいますか、お知らせといいますか、ちょっとだけお時間いただきたいと思います。資料のですね一番最後の方に「みんなで考える南郷のまちづくり」というパンフレットが挟まっております。今ですね私ども都市政策課の方で、都市計画マスタープランの見直しというのをやっております。今年度で策定する予定なんですけれども今回ですね、これまで入っておりませんでした地域で南郷がまだ都市計画マスタープランの地域に入っておりませんで、今回新たにこの南郷地域を一つ、きちっと、まちづくりの姿というのを決定しましょうということで、今検討を進めているところでございます。

このチラシはですね南郷在住あるいは南郷で働いている方とか、主にその南郷にですね割と思入れといいますか、南郷中心にですね地域のまちづくりというものを考えていきましょうということで、2回ほどワーキング会議という形でですね南郷地域の現状ですとか課題ですとか、だいたい将来こういったまちづくりにしましょうといったところをですね、地域の皆様と意見交換をしたいと考えております。

2回ほどありましてですね1回目がちょっと時間ないんですけども7月8日に設定しておりまして島守のコミュニティセンターでやる、いうことになっております。委員の皆様で、どなたかお知り合いの方とかですね、そういった方いらっしゃったらですね、是非、お声掛けの方をひとつお願いしたいと思います。お知らせの方は以上でございます。

それではですね、次回の都市計画審議会は10月頃を念頭に予定しておりますので、また後ほど日程が決定しましたらお知らせさせていただきます。

それではこれもちまして、第107回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

この会議録が真正であることを確認して署名する。

平成 年 月 日

署名委員 印

平成 年 月 日

署名委員 印